

議案第21号

倉敷市立幼稚園園則の改正について

倉敷市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市立幼稚園園則の一部を改正する規則

倉敷市立幼稚園園則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 倉敷市立庄幼稚園の項及び倉敷市立赤崎幼稚園の項を削る。

別表第2 倉敷市立庄幼稚園の項を削る。

別表第3中「，倉敷市立庄幼稚園」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，別表第1の倉敷市立赤崎幼稚園に係る改正規定は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

倉敷市立庄幼稚園の認定こども園への移行及び倉敷市立赤崎幼稚園の倉敷市立味野幼稚園への統合のため，規則を改正するものである。

倉敷市立幼稚園園則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第15号）新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
幼稚園名	園児定員		幼稚園名	園児定員	
	4歳児	5歳児		4歳児	5歳児
倉敷市立豊洲幼稚園	30	35	倉敷市立豊洲幼稚園	30	35
			倉敷市立庄幼稚園	90	105
倉敷市立茶屋町東幼稚園	60	70	倉敷市立茶屋町東幼稚園	60	70
倉敷市立茶屋町西幼稚園	30	35	倉敷市立茶屋町西幼稚園	30	35
倉敷市立味野幼稚園	30	35	倉敷市立味野幼稚園	30	35
			倉敷市立赤崎幼稚園	30	35
倉敷市立稗田幼稚園	30	35	倉敷市立稗田幼稚園	30	35
倉敷市立箭田幼稚園	30	35	倉敷市立箭田幼稚園	30	35
倉敷市立呉妹幼稚園	30	35	倉敷市立呉妹幼稚園	30	35
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
幼稚園名	園児定員		幼稚園名	園児定員	
	3歳児			3歳児	
倉敷市立菅生幼稚園	20		倉敷市立菅生幼稚園	20	
			倉敷市立庄幼稚園	60	
倉敷市立箭田幼稚園	25		倉敷市立箭田幼稚園	25	
倉敷市立呉妹幼稚園	25		倉敷市立呉妹幼稚園	25	

別表第3（第16条，第17条関係）

倉敷市立倉敷幼稚園，倉敷市立倉敷東幼稚園，倉敷市立老松幼稚園，倉敷市立万寿幼稚園，倉敷市立大高幼稚園，倉敷市立葦高幼稚園，倉敷市立粒江幼稚園，倉敷市立中庄幼稚園，倉敷市立帯江幼稚園_____，倉敷市立茶屋町東幼稚園，倉敷市立茶屋町西幼稚園，倉敷市立西阿知幼稚園，倉敷市立第二福田幼稚園，倉敷市立旭丘幼稚園，倉敷市立連島東幼稚園，倉敷市立連島南幼稚園，倉敷市立天城幼稚園，倉敷市立味野幼稚園，倉敷市立玉島幼稚園，倉敷市立船穂幼稚園，倉敷市立川辺幼稚園，倉敷市立岡田幼稚園，倉敷市立箭田幼稚園

別表第3（第16条，第17条関係）

倉敷市立倉敷幼稚園，倉敷市立倉敷東幼稚園，倉敷市立老松幼稚園，倉敷市立万寿幼稚園，倉敷市立大高幼稚園，倉敷市立葦高幼稚園，倉敷市立粒江幼稚園，倉敷市立中庄幼稚園，倉敷市立帯江幼稚園，**倉敷市立庄幼稚園**，倉敷市立茶屋町東幼稚園，倉敷市立茶屋町西幼稚園，倉敷市立西阿知幼稚園，倉敷市立第二福田幼稚園，倉敷市立旭丘幼稚園，倉敷市立連島東幼稚園，倉敷市立連島南幼稚園，倉敷市立天城幼稚園，倉敷市立味野幼稚園，倉敷市立玉島幼稚園，倉敷市立船穂幼稚園，倉敷市立川辺幼稚園，倉敷市立岡田幼稚園，倉敷市立箭田幼稚園